

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	府固定資産税 (大規模償却資産)	不動産取得税
地域の振興に係る 京都府府税条例の 特例に関する条例	S58.10	○工業生産設備の取得価額が2,700万円を超えること	過疎地域	○3年間 ○一部免除	○3年間 ○一部免除	○一部免除
		○工業生産設備の取得価額が2,700万円を超えること	半島振興地域	○3年間 ○不均一課税	○3年間 ○不均一課税	○不均一課税
		○研究所用施設の取得等に必要資金額が2億円以上であること	文化学研究地区	—	○3年間 ○不均一課税	○不均一課税
京都府雇用の安定・ 創出と地域経済の 活性化を図るため の企業の立地促進 に関する条例	H14.4	○製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業の工場、研究所、開発拠点を「ものづくり産業等集積促進地域」内において新增設、移設、建替する場合で、設備の取得価額と府内常用雇用の数が、次の要件を共に満たす場合 ・設備（土地を除く）取得価額 ○工場：2,700万円超 ○研究所・開発拠点：5,000万円超 ・府内常用雇員数 ○当該施設で5人以上 かつ ○対象企業の府内にあるすべての事業所の府内常用雇員者の総数が工場等の新增設等に 伴い増加すること	ものづくり産業 等集積促進地域	—	—	○不均一課税 (同一のものづくり産業等集積促進地域内において、最高2億円)

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
京都産業立地戦略 21 特別対策事業費補助金	H14. 2	○製造業等における本社及び工場	(製造業等における工場) ○用地面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 (※) かつ ○投下固定資産額 3 億円以上 かつ ○府内常用雇用者数 5 人以上  (※)京都の特性を活かした産業の立地にあつては 1,000 m <sup>2</sup> 以上に緩和  (製造業等における本社および自然科学研究所) ○用地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上または投下固定資産額 1 億円以上 かつ ○府内常用雇用者数 5 人以上  (情報関連産業) ○用地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上または投下固定資産額 0.5 億円以上 かつ ○府内常用雇用者数 5 人以上  ※ (アネックス京都三和に立地する製造業等の工場、本社および自然科学研究所) ○用地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上または投下固定資産額 1 億円以上 かつ ○府内常用雇用者数 5 人以上	府内全域	—	○投下固定資産額等×10% (事業所設置促進補助金) + ○新規府内常用雇用者数 (府内常用雇用促進補助金) ①障害者 50 万円/人 ②正規雇用者 40 万円/人 ③①・②以外 10 万円/人	・事業所設置促進補助金については、府内常用雇用者数が 5~9 の場合 0.5 億円、10~19 人の場合 1 億円、20~49 人の場合 1.5 億円、50~99 人の場合 2 億円、100~299 人の場合 3 億円、300~499 人の場合 6 億円、500 人以上の場合 8 億円 ・府内常用雇用促進補助金については 8 億円
		○映画・映像関連産業に係る事業所	○用地等面積 500 m <sup>2</sup> 以上または投下固定資産額 1 億円以上 かつ ○府内常用雇用者数 5 人以上	京都市 亀岡市 南丹市	—	○投下固定資産額等×10% (事業所設置促進補助金) + ○新規府内常用雇用者数 (府内常用雇用促進補助金) ①障害者 50 万円/人 ②正規雇用者 40 万円/人 ③①・②以外 10 万円/人	同上
		○物流関連産業に係る事業所	○用地等面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 かつ ○投下固定資産額 1 億円以上 かつ ○府内常用雇用者数 5 人以上  ※ (アネックス京都三和、舞鶴港湾用地に立地する場合) ○用地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上または投	福知山市 舞鶴市 綾部市	—	○投下固定資産額等×10% (舞鶴港湾用地、アネックス京都三和に立地する場合 15%) (事業所設置促進補助金) + ○新規府内常用雇用者数 (府内常用雇用促進補助金) ①障害者 50 万円/人 ②正規雇用者 40 万円/人 ③①・②以外 10 万円/人	同上  ※舞鶴港湾用地、アネックス京都三和に立地する場合、事業所設置促進補助金限度額がそれぞれ 1.5 倍となる

			下固定資産額 1 億円以上 かつ ○府内常用雇用者数 5 人以上			人  ※アネックス京都三和に立地する場合、事業所設置促進補助金については、土地取得費についても 20% を補助	※輸出関連産業は、事業所設置促進補助金限度額がそれぞれ 1.5 倍となる
市町村企業立地 基盤整備事業費 補助金	H6.9	市町村	○工場等に供する用地の面積が 5,000 m <sup>2</sup> 以上であること ○当該工場等に雇用される地元住民が見込まれること		○道路・橋りょう・用排水施設の整備 ○環境保全施設の整備 ○その他知事が特に認める施設の整備、調査等	○経費総額の 1/2 以内	市町村において、立地企業の工場等の設置及び立地企業の地元雇用者に対し、一定の要件の下に、補助金、奨励金又は助成金等の交付を行う定めのある独自の企業立地優遇制度を定めている市町村については①、それ以外の市町村については②を適用する。 ①： ・用地面積が 5ha 未満：5,000 万円 ・用地面積が 5ha 以上 10ha 未満：1 億円 ・用地面積が 10ha 以上：1.5 億円 ②： ・用地面積が 5ha 未満：4,000 万円 ・用地面積が 5ha 以上 10ha 未満：7,500 万円 ・用地面積が 10ha 以上：1 億円

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資額等	限度額
雇用のための企業立地促進融資制度	H14.9	府内で工場等の新增設を行う事業者	○京都産業立地戦略 2 1 特別対策事業費補助金の事業所指定を受けた事業者	○京都府全域	○企業立地に必要な経費（土地、建物、機械、設備等の取得資金） ○操業に必要な運転資金	○融資利率 年 1.7%（特別金利 年 1.2%） ※当初 10 年固定金利です。11 年目以降は取扱金融機関所定の金利となります。 【特別金利適用要件】 ■府内常用雇用者総数が増加すること ○融資期間 設備資金 20 年以内 （据置期間 3 年以内） 運転資金 7 年以内 （据置期間 1 年以内） ※融資利率は、金融情勢によって変更する場合があります。	○所要資金の 90% 以内で 20 億円以内 （うち運転資金 1 億円以内）